

物価高騰対応重点支援給付金 (追加分)のご案内

物価高騰による負担増を考慮し、特に家計への影響が大きい令和6年度住民税非課税世帯に対し、給付金を支給します。

給付金の支給額

1 世帯あたり 3 万円

+ 子ども加算：子ども 1 人あたり 2 万円

支給対象世帯

令和6年12月13日時点で琴平町に住民登録があり、以下に該当する世帯

- ・ 非課税世帯（世帯全員が令和6年度住民税非課税の世帯）

※令和6年度住民税均等割のみ課税世帯（住民税所得割が非課税世帯）は、
今回の給付金の対象から除きます。

- ・ 他市町村で実施する給付金受給対象の世帯主を含まない世帯

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

- ・ 子ども加算の対象：

支給対象世帯の世帯員であり、令和7年4月1日時点で
18歳以下の子ども（平成18年4月2日以降に生まれた子ども）

申請の有無

下記の2パターンに分かれます。

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

B 「確認書」が届く世帯

詳しくは裏面へ

給付金の申請手続き

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

以下のいずれかの給付金を受給した世帯（世帯異動等があった場合を除く）で、町が口座を把握している世帯です。

- ・「令和5年度琴平町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）（7万円／世帯）」
- ・「物価高騰対応重点支援給付金（10万円／世帯）」のうち、
令和6年度住民税均等割が非課税の世帯

→記載内容（口座情報等）に変更がない場合、**返信は不要**です。

通知に記載されている日に振り込みます。

・支給対象世帯に該当しなくなった場合や記載内容に変更がある場合、給付金の受け取りを辞退される場合は住民福祉課にお問い合わせください。

B 「確認書」が届く世帯

- ・対象となる可能性がある世帯で、口座情報等の確認が必要な世帯です。
- ・必要事項を記入し、添付書類と一緒に返信用封筒で**返信**してください。

申 請 期 限

令和7年5月31日

（当日消印有効）

子ども加算

- ・給付金の申請手続きA・Bいずれかにより支給されます。
 - ・新たに出生された子どもは、申請が必要です。
- 子ども・保健課にお問い合わせください。

詐欺にご注意ください！

この給付金を装った“特殊詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

給付金の支給にあたり、琴平町からATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話や郵便があった場合は、すぐに琴平町役場の窓口または最寄りの警察署にご連絡ください。

お問い合わせ先

琴平町住民福祉課（受付時間：平日8:30～17:15）

☎0877-75-6723